

改正後					改正前						
Ⅲ 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準 1 初検料 <u>2,485 円</u> 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。 ただし、午後 10 時から午前 6 時までの間の初検料については、所定金額に 3,740 円を、また、休日において初検を行った場合には 1,870 円を、所定金額にそれぞれ加算する。 5 整復料、固定料、施療料及び後療料 骨折等における整復料、固定料、施療料及び後療料は、次の区分のとおりとする。					Ⅲ 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準 1 初検料 <u>2,475 円</u> 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。 ただし、午後 10 時から午前 6 時までの間の初検料については、所定金額に 3,740 円を、また、休日において初検を行った場合には 1,870 円を、所定金額にそれぞれ加算する。 5 整復料、固定料、施療料及び後療料 骨折等における整復料、固定料、施療料及び後療料は、次の区分のとおりとする。						
	部	位	整復(固定・施療)料	後療料	備考		部	位	整復(固定・施療)料	後療料	備考
骨折 (整復料)		大 腿 骨	<u>13,800 円</u>	970 円	1 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。 2 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間(3 週間)経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して <u>1,310 円</u> とする。	骨折 (整復料)		大 腿 骨	<u>10,800 円</u>	760 円	1 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。 2 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間(3 週間)経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して <u>1,020 円</u> とする。
		上腕骨・下腿骨	<u>13,800</u>					上腕骨・下腿骨	<u>10,800</u>		
		鎖 骨	<u>6,240</u>					鎖 骨	<u>4,920</u>		
		前 腕 骨	<u>13,800</u>					前 腕 骨	<u>10,800</u>		
		肋 骨	<u>6,240</u>					肋 骨	<u>4,920</u>		
	手根骨・足根骨・中手骨・中足骨・指(手・足)骨	<u>6,240</u>		手根骨・足根骨・中手骨・中足骨・指(手・足)骨	<u>4,920</u>						
不全骨折 (固		骨 盤	<u>11,040</u>	820	関節近接部位の骨折により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間(3 週間)経過した場合の料金は、	不全骨折 (固		骨 盤	<u>8,640</u>	640	関節近接部位の骨折により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間(3 週間)経過した場合の料金は、
		胸骨・肋骨・鎖骨	<u>4,560</u>					胸骨・肋骨・鎖骨	<u>3,600</u>		
		大 腿 骨	<u>11,040</u>					大 腿 骨	<u>8,640</u>		
		下腿骨・上腕骨・前腕骨・膝蓋骨	<u>8,400</u>					下腿骨・上腕骨・前腕骨・膝蓋骨	<u>6,600</u>		

脱臼 (整復料)	定料)	手根骨・足根骨・ 中手骨・中足骨・ 指(手・足)骨	4,320		算定部位を変更せず一括 して <u>1,150 円</u> とする。
	脱臼 (整復料)	股 関 節	<u>10,800</u>	820	脱臼の際、不全骨折を 伴った場合は、脱臼の部 に準ずる。
		肩 関 節	<u>9,480</u>		
		肘関節・膝関節	<u>4,320</u>		
		顎 関 節	<u>2,760</u>		
手関節・足関節・ 指(手・足)関節	<u>4,320</u>				
打撲及び捻挫 (治療料)	打 撲 ・ 捻 挫	910	615	<p>1 不全脱臼は、捻挫の部に準ずる。筋、腱の断裂(いわゆる肉ばなれをいい挫傷を伴う場合もある。)は、打撲及び捻挫に準ずる。</p> <p>2 手の指の打撲・捻挫の治療料及び後療料は、指1本の場合は所定料金とし、指2本の場合は所定料金を2倍した金額、指3本の場合は所定料金を3倍した金額、指4本以上の場合は所定料金を4倍した金額とする。</p> <p>3 施術料は、別紙に掲げる部位を単位として算定する。</p>	

備考 (略)

(別紙) (略)

7 運動療法料 1回につき 360 円

脱臼 (整復料)	定料)	手根骨・足根骨・ 中手骨・中足骨・ 指(手・足)骨	3,360		算定部位を変更せず一括 して <u>900 円</u> とする。
	脱臼 (整復料)	股 関 節	<u>8,400</u>	640	脱臼の際、不全骨折を 伴った場合は、脱臼の部 に準ずる。
		肩 関 節	<u>7,440</u>		
		肘関節・膝関節	<u>3,360</u>		
		顎 関 節	<u>2,160</u>		
手関節・足関節・ 指(手・足)関節	<u>3,360</u>				
打撲及び捻挫 (治療料)	打 撲 ・ 捻 挫	910	615	<p>1 不全脱臼は、捻挫の部に準ずる。筋、腱の断裂(いわゆる肉ばなれをいい挫傷を伴う場合もある。)は、打撲及び捻挫に準ずる。</p> <p>2 手の指の打撲・捻挫の治療料及び後療料は、指1本の場合は所定料金とし、指2本の場合は所定料金を2倍した金額、指3本の場合は所定料金を3倍した金額、指4本以上の場合は所定料金を4倍した金額とする。</p> <p>3 施術料は、別紙に掲げる部位を単位として算定する。</p>	

備考 (略)

(別紙) (略)

7 運動療法料 1回につき 340 円

傷病者の負傷部位を固定後、固定患部の機能回復を目的とし、各種運動器具を使用して運動療法を行った場合に算定できるものとし、その算定方法は、次のとおりとする。

(1) 1週間に1回程度、1か月（暦月）に5回を限度とし、後療時に算定できる。

(2) 1日における運動療法料は、部位、回数に関係なく1日 360円とし、20分以上運動療法を行うこと。

IV はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準

3 施術料金

(2) 往療料 2,160円

① 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については、2キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に 920円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律 2,760円を加算する。

②・③ (略)

(3) 施術料

① はり・きゅう

a 1術の場合 1日1回限り 2,640円

b 2術（はり・きゅう併用）の場合 1日1回限り 3,970円

傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。

② マッサージ

a マッサージを行った場合 1日1回限り 2,640円

特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合繊維マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。

b (略)

傷病者の負傷部位を固定後、固定患部の機能回復を目的とし、各種運動器具を使用して運動療法を行った場合に算定できるものとし、その算定方法は、次のとおりとする。

(1) 1週間に1回程度、1か月（暦月）に5回を限度とし、後療時に算定できる。

(2) 1日における運動療法料は、部位、回数に関係なく1日 340円とし、20分以上運動療法を行うこと。

IV はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準

3 施術料金

(2) 往療料 2,160円

① 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については、2キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に 960円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律 2,880円を加算する。

②・③ (略)

(3) 施術料

① はり・きゅう

a 1術の場合 1日1回限り 2,600円

b 2術（はり・きゅう併用）の場合 1日1回限り 3,960円

傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。

② マッサージ

a マッサージを行った場合 1日1回限り 2,600円

特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合繊維マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。

b (略)

<p>c 変形徒手矯正術を行った場合 1肢につき <u>575円</u></p> <p>③ はり又はきゅうとマッサージの併用の場合 1日1回限り <u>3,970円</u></p> <p>傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。</p>	<p>c 変形徒手矯正術を行った場合 1肢につき <u>565円</u></p> <p>③ はり又はきゅうとマッサージの併用の場合 1日1回限り <u>3,960円</u></p> <p>傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。</p>
---	---